

損害賠償請求事件について

損害賠償請求訴訟が提起されましたので、ご報告いたします。

1 訴訟の概要

裁判所	東京地方裁判所立川支部
事件番号	平成30年(ワ)第2751号
原告	市内在住者
被告	町田市
訴訟内容	被告の職員が、2018年5月11日午後2時10分頃、坂道にごみ収集車を停車してサイドブレーキをせずに同車から離れていたところ、同車が無人のまま動き出し、原告宅の門に衝突して、この門を損傷させた。 原告は、門の修理費用等として、被告に対して7,287,610円の損害賠償を請求するもの。
訴訟提起日	2018年12月26日

2 訴訟対応

本件については、保険契約をしている公益財団法人 全国市有物件災害共済会に、事故発生時から示談交渉を委任しています。訴訟についても継続して同共済会の顧問弁護士を訴訟代理人とし、環境資源部3R推進課職員、総務部法制課職員とともに対応してまいります。